

介護予防・日常生活支援総合事業の 報酬改定について（R6.04.01改定）



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン



鹿児島市 長寿あんしん課 地域包括ケア推進係

基本報酬～訪問型サービス～

予防型 訪問介護サービス

【1月につき】

- (1) 1週に1回程度
- (2) 1週に2回程度
- (3) 1週に2回を超える程度

【改定前】

- 1, 1 7 6 単位 ⇒
- 2, 3 4 9 単位 ⇒
- 3, 7 2 7 単位 ⇒

【改定後】

- 1, 1 7 6 単位
- 2, 3 4 9 単位
- 3, 7 2 7 単位

生活支援型 訪問介護サービス

【1月につき】

- (1) 1週に1回程度
- (2) 1週に2回程度
- (3) 1週に2回を超える程度

【改定前】

- 9 2 9 単位 ⇒
- 1, 8 5 8 単位 ⇒
- 2, 7 8 7 単位 ⇒

【改定後】

- 9 2 9 単位
- 1, 8 5 8 単位
- 2, 7 8 7 単位

基本報酬～通所型サービス～

予防型 通所介護サービス

【1月につき】

事業対象者・要支援1
事業対象者・要支援2

【改定前】

1, 6 7 2 単位 ⇒
3, 4 2 8 単位 ⇒

【改定後】

1, 7 9 8 単位
3, 6 2 1 単位

ミニデイ型 通所介護サービス

【1月につき】

事業対象者・要支援1
事業対象者・要支援2

【改定前】

1, 3 1 5 単位 ⇒
2, 6 3 0 単位 ⇒

【改定後】

1, 4 1 4 単位
2, 8 2 8 単位

運動型 通所介護サービス

1 回当たり

【改定前】

3 4 3 単位 ⇒

【改定後】

3 6 6 単位

共通事項～予防型・生活支援訪問介護サービス、 予防型・ミニデイ型・運動型通所介護サービス～

(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【算定要件】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

＜ 現行 ＞
なし

⇒

＜ 改定後 ＞

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

共通事項～予防型・生活支援訪問介護サービス、 予防型・ミニデイ型・運動型通所介護サービス～

(新設) 業務継続計画未実施減算

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。
ただし、経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

〈 現行 〉
なし

⇒

〈 改定後 〉

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

予防型訪問介護サービス

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

＜ 現行 ＞			＜ 改定後 ＞	
減算の内容	算定案件		減算の内容	算定案件
① 10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	⇒	① 10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②及び④に該当する場合を除く)
② 10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)		② 15%減算(新設)	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
			③ 10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
			④ 12%減算(新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

予防型訪問介護サービス

(新設) 口腔連携強化加算

事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

【算定要件】

- ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設)
- ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保しその旨を文書等で取り決めていること。

〈 現行 〉
なし

⇒

〈 改定後 〉
口腔連携強化加算50単位/回 (新設)
※1月に1回に限り算定可能

予防型通所介護サービス

(新設) 一体的サービス提供加算

(廃止) 運動器機能向上加算、(廃止) 選択的サービス複数実施加算

- ・ 身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、以下の見直しを行う。運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
- ・ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。

【算定要件】

以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。

- ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ・ 利用者が予防型通所介護サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
- ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

< 現行 >

運動器機能向上加算 225単位/月
選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位
選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位

⇒

⇒

< 改定後 >

廃止（基本報酬に包括化）
一体的サービス提供加算480単位/月
（栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価）

予防型通所介護サービス

(廃止) 事業所評価加算

< 現行 >

事業所評価加算 120単位/月

⇒

< 改定後 >

廃止

(Ⅱ2のみ廃止) 生活機能向上連携加算

運動器機能向上加算の廃止に伴い、生活機能向上連携加算Ⅱ2（運動器機能向上加算を算定している場合）を廃止する。

< 現行 >

生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ2 100単位/月

⇒

< 改定後 >

現行通り
現行通り
廃止

予防型通所介護サービス

(新設)送迎未実施減算

< 現行 >

なし

⇒

< 改定後 >

事業所が送迎を行わない場合
片道につき -47単位/月

生活支援訪問介護サービス、 ミニデイ型・運動型通所介護サービス

介護職員処遇改善加算（R6.4.1～R6.5.31）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を新設。

＜ 現行 ＞
なし

⇒

＜ 改定後 ＞
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
介護職員等ベースアップ等支援加算

報酬改定に伴うサービスコードの変更

- **令和6年4月利用分**から、報酬改定後の**新たなサービスコードにより請求**を行ってください。
- 報酬改定後の新たなサービスコード表及びサービスコードマスタは、**4月中旬以降に本市ホームページに公開予定**としています。
ダウンロードを行い、使用してください。

参考 (R6.06.01からの変更事項)

共通事項～予防型・生活支援訪問介護サービス、 予防型・ミニデイ型・運動型通所介護サービス～

介護職員処遇改善加算（R6.6.1～）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

＜ 現行（R6.4.1～R6.5.31）＞

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

（生活支援訪問介護サービス、
ミニデイ型・運動型通所介護サービスはなし）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員等ベースアップ等支援加算

⇒

＜ 改定後 ＞

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）

※Ⅴについては、

令和7年3月31日まで算定可。